

相談支援従事者現任研修の受講期間について

相談支援専門員は、「相談支援従事者現任研修」を「相談支援従事者初任者研修」を修了した翌年度を初年度（起算年度）とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

期間内に「相談支援従事者現任研修」を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

相談支援従事者現任研修受講期間

現任研修 更新回数 初任者研修 修了年度	現任研修 1回目	現任研修 2回目（注2）	現任研修 3回目（注2）
平成24年度 （2012年度）	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度 （2013年度）	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度 （2014年度）	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度 （2015年度）	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度 （2016年度）	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度 （2017年度）	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度 （2018年度）	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
令和元年度 （2019年度）	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
注1）令和2年度 （2020年度）	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
注1）令和3年度 （2021年度）	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
注1）令和4年度 （2022年度）	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
注1）令和5年度 （2023年度）	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
注1）令和6年度 （2024年度）	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和7年度 （2025年度）	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度

注1）【1回目の現任研修を受ける者】受講開始日前5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験があること

注2）【2回目以降の現任研修を受ける者】受講要件をみたせば【主任相談支援専門員研修】を受講することができる。